

被共済者死亡による退職金等受給権利を有する同順位者が2人以上の場合は、その受領に関する一切の権限を有する代理人1人を定め、その代理人を請求人とし退職金等の請求をしていただきます。(中退法・施行規則第14条第3項、4項)

様式9 委任状

委 任 状

記入例

中退共HP

中山 一子 を代理人として、被共済者 中山 二郎 (被共済者番号 50 - 98765 - 0001) に係る退職金等の受領に関する一切の権限を委任します。

委任した日(提出日)

平成 年 月 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部 殿

代理人以外の同順位者全員の記入・押印が必要です。  
(例) 兄弟姉妹のうち、長女を代理人とした場合、長女以外の全員。

委任者氏名	印	被共済者との続柄	住所
中山 一郎	㊟	兄	東京都港区芝公園1-7-6
中山 きょうこ	㊟	妹	東京都港区芝公園1-7-6
	㊟		
	㊟		
	㊟		

(注) 遺族が退職金等を請求する場合で同順位者が2人以上いるときは、代理人1人を定めて、他の同順位者の委任状が必要になります。